

【ご意見をお聞かせください】

袋井市景観計画 ふくろいの風景づくり計画(素案) について

意見を募集します

市では、個性豊かなまちの景観を、市民・企業・行政が協働して守り育てることにより、誇りの持てるふるさとを創り出し、「人も自然も美しく活力あふれる日本一健康文化都市」の実現を目指して、袋井市景観計画の策定を進めています。

袋井市景観計画「ふくろいの風景づくり計画(素案)」について、皆様のご意見をお聞かせください。

計画の策定

袋井市景観計画の策定は、良好な景観の形成を目指して、平成19年度から2か年で進めています。

計画は大きく分け、景観形成の基本方針など(景観形成ガイドプラン)と景観法に基づいた規制誘導を定めた法定計画、およびこれらを推進していくための事業計画の3つで構成されます。

特に、良好な景観形成への取り組みの第一歩として、建築物及び工作物に対する色彩や高さの基準を定めることにより、袋井市の特徴的な景観である「農の風景」の継承を目指します。

基本理念・基本目標・基本方針

【基本理念】

- ◎景観形成の具体的取り組み
- ・袋井固有の郷土景観の保全
- ・袋井らしい個性と魅力ある都市景観の創出
- ・景観改善による快適な生活環境の創出
- ・市民の郷土への誇りの醸成



◎長期的視点による景観づくりへの取り組み

【基本目標】

緑と水と

歴史とまち並みが調和する

美しい健康文化都市

ふくろい

【基本方針】

- 1 美しい自然景観や田園風景を保全・活用する。
- 2 歴史的・文化的な景観を保全・活用する。
- 3 魅力あるまち並み景観を創出する。
- 4 自然景観やまち並みと調和する都市施設景観を創出する。
- 5 市民がいきいきと住み続けられる景観を演出する。

景観形成の規制・誘導などに定める主な内容

①景観計画の区域

市全域

②良好な景観形成のための方針

基本理念、基本目標、基本方針などを示します。

③良好な景観形成のための行為の制限

◇良好な景観形成のため、届出の対象となる行為と景観形成基準を示し、建築物や工作物を対象として良好な景観を誘導します。

◇届出対象となる行為

・建築物及び工作物の新築、増築、

◇袋井市景観計画(素案)の概要

序章 景観計画の策定に関する基本事項

計画策定の目的や計画の位置付け、計画の構成について定めています。計画は、「総合計画」や「都市景観デザインコンセプト懇話会」の提言、「都市計画マスタープラン」などの関連計画と整合を図っています。

第1章 景観形成の基本方針など (袋井市景観形成ガイドプラン)

市の景観の現状や特性、景観形成への課題、基本理念・基本目標・基本方針、推進施策について定めています。

第2章 景観形成の規制・誘導など (景観法に基づく計画)

景観法に定められた事項に基づき、景観形成のための保全・規制・誘導に係わる事項を定めています。具体的には、景観計画区域や良好な景観形成のための方針と行為の制限に関する事、景観重要建造物・樹木の指定方針、屋外広告物の表示や掲出物件の設置に関する行為の制限、景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項が挙げられます。

第3章 景観形成の事業など (景観形成事業計画)

景観形成の事業などや基本方針に基づく景観形成を推進していくための事業計画などを定めています。

〈規制・誘導の内容〉

改築で、高さが15mを超えるものまたは、敷地面積が1,000㎡以上のものなど

・建築物及び工作物の高さの最高限度は、20mとします。

・建築物及び工作物の壁面など外観の基調色は、日本工業規格Z8721を運用し、誘導します。

④景観重要建造物 景観重要樹木の指定の方針

◇市民に親しまれ、地域の目印や目標となるなど、良好な景観形成に寄与する重要な建築物や樹木を指定し、保全していくための指針を示します。

⑤屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限

◇屋外広告物に対する規制・誘導の方針を示すとともに、屋外広告物法に基づく市独自の条例を制定し、規制・誘導します。

⑥景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

◇農業振興地域内において、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するための計画策定に向けた方針を示します。

※各項目の詳細は、計画書をご覧ください。



また、市では、景観計画に定める内容を適切に施行するため、市景観条例(仮称)の平成21年度制定に向け、取り組んでいきます。

◇袋井市景観計画(素案)に対するご意見、ご提案をお寄せください。

対象 市内在住・在勤・在学の方

提出方法 郵送または、ファクス、Eメールで提出するか、直接、市役所3階都市計画課計画係へ提出してください。

様式は自由ですが、①件名「袋井市景観計画(素案)について」②住所③氏名④電話番号⑤ご意見を記入して、提出してください(電話でのご意見は受け付けません。必ず文書で提出してください。また、個別には回答できませんので、ご了承ください。意見を公表する場合、氏名や住所などは公表しません)。

意見募集締切 11月14日(金)必着

資料閲覧方法 「袋井市景観計画(素案)」は、市役所2階情報公開コーナー、支所1階ロビー、月見の里学遊館1階市民サロン、市ホームページ(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)で閲覧できます。

☎☎ 都市計画課計画係 ☎44-3122 FAX44-3145 ✉ toshikei@city.fukuroi.shizuoka.jp
〒437-8666 袋井市新屋1-1-1 <http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>

ご意見をお寄せください